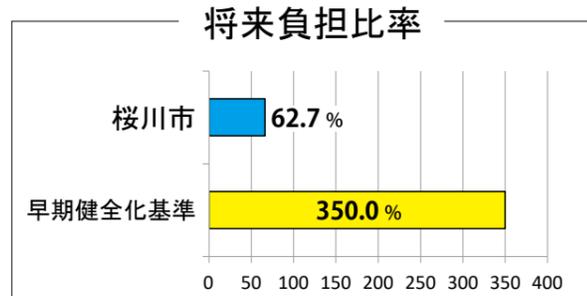
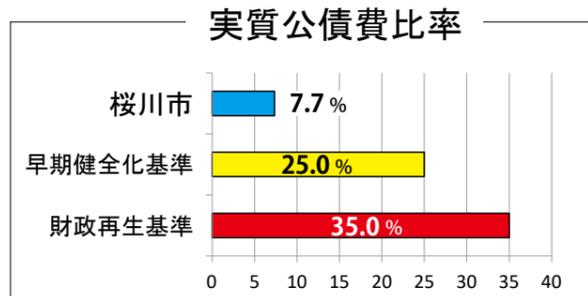


健全化判断比率

・令和2年度の①実質赤字比率と②連結実質赤字比率については該当は無く、③実質公債費比率は7.7%、④将来負担比率は62.7%で、すべての指標が国の基準を下回っています。

【令和2年度の健全化判断比率】

	桜川市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	13.09%	20.00%
②連結実質赤字比率	該当なし	18.09%	30.00%
③実質公債費比率	7.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	62.7%	350.0%	—



資金不足比率

・経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。いままでに桜川市は、資金不足（赤字）が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

【令和2年度の資金不足比率】

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	20.00%
病院事業会計	該当なし	20.00%
下水道事業会計	該当なし	20.00%



いずれの比率でも、桜川市は**黒字で健全**な財政状況と判断されます。

無料法律相談会 10月31日(日)開催
企業向け法律相談会 10月27日(水)開催

初回無料・完全予約制です

弁護士法人
萩原総合法律事務所
 筑西市乙828番3 SATOHビル2階
 (JR水戸線下館駅南口徒歩1分)



ご予約はこちらから

☎0296-48-8875



※初回の方限定とさせていただきます。
 ※事情によりお断りさせていただく場合がございます。
茨城県弁護士会所属弁護士 萩原 慎二/平久 真/藤井 宏治/風見 美瑠

桜川市の健全化判断比率 などをお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率および資金不足比率をお知らせします。健全化判断比率は、市の財政状況の健全化を判断する指標です。指標には4つの比率があり、それぞれ早期健全化基準と財政再生基準があります。また資金不足比率は、公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率です。

「健全化判断比率」の4つの比率とは？

①実質赤字比率

一般会計などを対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

②連結実質赤字比率

特別会計や企業会計など全ての会計を対象とした、実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。

④将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

※標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模

「早期健全化基準」「財政再生基準」とは？

【早期健全化基準】

早期健全化基準の数値を超えた場合は、改善が必要な状態とみなされて財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的かつ計画的な改善努力による財政健全化に取り組まなければなりません。

【財政再生基準】

財政再生基準の数値を超えた場合は、財政再生団体となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、国の関与による確実な再生に取り組まなければなりません。市税や公共料金、住民サービスなどの見直しが必要になり、地方債（いわゆる借金）が制限されます。